

(平成25年2月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月1日から60年4月1日まで

A歯科医院に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A歯科医院からの回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が同医院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A歯科医院が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、同医院の院長は、「当医院は厚生年金保険に加入したことはありません。年金については、国民年金に加入してもらい、医療保険については、B歯科健康保険組合か国民健康保険のどちらかを選択してもらっています。」と供述している。

また、申立人は、申立期間当時一緒に勤務したとする同僚の姓しか記憶しておらず、当該同僚を特定することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。